

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、私は大きく2つ質問したいと思います。

まず1つ目、指定管理者制度の適正な運用と問題点について、4点お聞きしたいと思います。

地方自治法第244条の2第3項の規定によって、指定管理者制度の適正な運用を行うために、市には、指定管理者制度運営委員会が設置されております。委員会は、副市長、各項の施設を所管する部長、各振興事務所長及び財政課長で構成されております。設置目的は、指定管理者制度の適正な運用であります。この委員会で行われる事務に、運用に関する重要な事項の協議及び検討とありますけれども、適正な管理運用として、指定管理施設の法令遵守は徹底されているのか、委員会の見解を伺います。また、これまで、適正な運用による改善点など、事例があれば明示していただきたいと思ひます。

2つ目に、ホテル季古里の中で、月100時間を超える時間外労働、それに起因する疾病、経営本部からのパワハラ、公益通報者保護法に違反するとも取れる言動が起きております。このようなことが、80.5%もの筆頭株主である飛騨市の監督下で起こっていることは、私は大変看過しがたいものがあります。市の責任ある対応と説明を求めます。

3つ目に、来年4月から、3年間の契約でホテル季古里の新しい指定管理者が内定しているようですけれども、その評価と審査結果はどのようなものか伺いたいと思ひます。

4つ目に、3年後以降のホテル季古里の施設活用はどうする方針なのかであります。さきの9月議会一般質問の答弁の中で、市長は筆頭株主として、行政財産の所有者として、そして、指定管理者制度を現に導入している飛騨市長として、ホテル季古里の親会社である株式会社飛騨ゆいの経営状況、ホテル季古里の現状、この施設の役割などを縦横に説明されました。私もしっかりと受け止めたつもりでおります。その上で、耐用年数があと20年あるこの施設をどう活用するのかは、まちづくり、地域づくりと絡めて大変重要であると考えております。市に構想はあるのか、伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔建築企画監 砂田健太郎 登壇〕

□建築企画監（砂田健太郎）

1点目の指定管理施設の法令遵守についてお答えします。

ご質問にあります、指定管理者制度運営委員会につきましては、指定管理者制度を市内施設に適用して運用するための例規、制度、募集要項、資格条件等についての検討を行うために設置されているものであり、指定管理者の運営体制についての監視を行うことを所管しておりません。指定管理者の法令遵守を含む運営体制等については所管課が所管し、毎年度事業報告書提出後に点検評価を実施することとしており、施設でのヒアリングを義務づけております。この際に、法定の点検事項等について確認することとしており、不足点があれば指摘し、改善を求めることとしております。

法令遵守については、業務仕様書で適用法令を規定しておりますので、例えば個人情報保護法に関する取り扱いマニュアルの整備状況、消防設備点検での不備事項の改善状況などについて点

検評価時に確認することとしておりますが、全ての法令違反がないかをチェックすることは業務的に困難であると考えております。

次に、2点目の株式会社飛騨ゆいの違法な社員雇用に対する市の監督責任についてお答えします。

株式会社飛騨ゆいにおける労務管理については、契約している社会保険労務士と逐次相談されながら対応されており、時間外勤務時間についてもいわゆるサービス残業がないように漏れなく計上しており、違法な状態が放置されているとは認識しておりません。この点については、株式会社飛騨ゆいへのヒアリング調査を実施し、令和6年度に月100時間を超える時間外勤務があったことは確認しておりますが、その状況として、繁忙期の予約客に対応するための対応で一時的に起きたものであったこと、今年初めて起きた状況であり昨年まではなかったこと、組織的に常態として無理な勤務を強いていないことを聞き取りと記録で確認しました。また、その後の対応として、予約受付数の抑制により勤務時間抑制を行っていること、代休取得促進によって休日数確保を図られていることを確認しました。

確かに時間外勤務時間が100時間を超えることが労働基準法で認められていないことは間違いありませんが、発生した時間外勤務については全て集計して支払われており、隠蔽や改ざんの意図もなく、その後には組織的に改善の取り組みをされていますことから、意図的に違法な雇用を継続しているとは考えておりません。

また、議員が述べられたパワハラと公益通報者保護法に違反するとの言動についてですが、パワハラについては相談があったことは確認しておりますが、その認定の有無を含めて詳細をここで申し上げることは差し控えます。公益通報者保護法に違反するのご指摘については、通報先からの調査や照会がなされた事実はなく、株式会社飛騨ゆいにおいて公益通報に該当するような事案があったとは認識しておりません。

いずれの件も、そのような事案があるとすれば、最終的には労働基準監督署において判断されることであると承知しています。こういった案件については、どちらか一方の主張をうのみにすることは適当でありませんので、市が介入するのではなく、そういった事案があってその当事者であると思われる場合には、権限のある機関へ相談いただくことが適当であると考えます。

今回のご質問について、このような議会の場で、事実確認が十分にされているとは思われない事柄に対して、法令違反やパワハラ、公益通報者保護法違反などのスキャンダラスな文言を使用されることについては、その言葉が独り歩きしてしまうことで株式会社飛騨ゆいに対する信用失墜につながることも考えられ、ひいては従業員の不安をあおることになります。事実確認や表現については、十分に検証された上で慎重に行っていただきたいと考えます。株式会社飛騨ゆいの社長も、「9月議会の後には報道を見た外部の方からの言葉で悲しい思いをした社員もおり、今回の件も一般質問される前によく事情を聴いていただきましたかった。」と申されていました。

次に、3点目のホテル季古里の新指定管理者の評価と審査結果についてお答えします。

新指定管理者の選定については、11月6日に選定委員会を開催し、会社設立の確認の条件つきで、申請者を指定管理者候補者として選定しました。現在は、まだ会社設立が確認できておらず、まだ候補者に選定とはなっておりませんので、今後会社設立を確認した時点で候補者選定と決定の決裁を行います。候補者決定後に速やかに指定管理者指定の議決をいただくよう、手続きをす

る予定です。

選定委員会へ提出した資料における所管課の評価としては、100点満点中の67点となっており、50点以上で合格としております。審査結果については、会社設立前である点や収支の記載内容、営業方針等についての質疑がございました。申請書の内容においては不合格とすべき点はなく、特に市内事業者による申請であったことについておおむね好意的な意見であり、会社設立確認の条件つきでの選定がされたところです。

次に、4点目の3年後以降のホテル季古里の施設運用についてお答えします。

ホテル季古里については民間譲渡も今後の選択肢として考えておりますことから、今後の運営状況や施設の状況なども見ながら、3年後の次回更新時まで指定管理を継続するか否かについて検証し、判断したいと考えております。

〔建築企画監 砂田健太郎 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず1点目です。指定管理者制度運営委員会は、運営管理は所管ではないということでした。では、その運営管理はどこでやっているのか教えてください。法令違反をチェックするのは難しいということでしたけれども、それがやられなければいろいろな問題がこのように起きてくるわけですから、その所管を教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

先ほどの答弁の中でも申しましたけれども、所管課が所管をしておりますので、毎年の事業報告書の提出後に点検評価をする際に確認をするということにしております。また、その中で法令の遵守ということに関しましては、基本的には性善説に基づきまして法律は守ってやるということが前提の制度でございますので、もし違反事項が具体的に明らかになっておることが分かっておりましたら、当然その点については確認をいたします。ただ、全ての項目について確認をするということは、業務的に困難であると考えております。

○13番（籠山恵美子）

市としては、会社のほうの話は聞いているようですね。ですからこういうような答弁になるんだと思います。そういう言葉が独り歩きをされては困るということでしたけれども、それでは具体的に、私に相談があった、社員の方から聞き取った内容を伝えながら、その状況を知っていただきたいと思います。

まず、株式会社飛驒ゆいにはこんな分厚い就業規則があります。この中には様々な守らなければならない法令、ルールが網羅されています。就業規則第68条にはハラスメントの定義、第69条にはハラスメント禁止行為も書かれております。さらに、第71条には個人情報や内部通報の規定があります。「その扱いは公益通報者保護法に基づき実施する。」とまで明記されています。ですけれども、私が社員の方々から聞き取った相談の一部によりますと、時間外労働が月100時間超えは繁忙期にあっても異常、過労死ラインであると労働問題の専門家にアドバイスをされたので、この方は会社に「労働災害で治療をし、仕事を続けたい。」と言うと、会社は「社会保険労務士が、その勤務時間や病名では労働災害にはならないと言っている。」と言われたといいます。め

ちやくちやな言い分ですよ。労働災害基準はちゃんとあるんですよ。さらに、この会社は「籠山議員が動いているんだらう。議員に直接話すな。議員には株式会社飛驒ゆいに出向き、社長と話そうに言え。議員に話すと大ごとになるし、裁判やいろいろなことで大変になる。会社が迷惑を被る。」こうも言っております。相談された社員の方は何度か会社呼び出され、過重勤務で精神的な疾病を患っているにもかかわらず、このようなハラスメントを受けているわけです。こういう実態を市はどのように受け止めますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

パワハラとおっしゃっている内容につきまして、今おっしゃったような詳細な内容までは市では把握しておりませんが、こういったことがあって、それについてどこかへ相談されるということでありましたら、先ほど申しましたように労働基準監督署でありますとか、そういった権限のあるところへ訴え出られるということが必要なのだらうというふうに考えております。市のほうでこれに介入して、何か対処するというべき事柄ではないと考えております。

○13番（籠山恵美子）

私は、市は介入すべきだと思いますよ。議員というのは、市民のご用聞きだと考えているんです。私、議員生活32年間、常に生活相談、労働相談、法律相談を議員活動の柱にして活動してまいりました。今もそうです。ですから、私は議員として民間の会社、株式会社飛驒ゆいの経営者にあれこれ言われる筋合いはありませんし、逆に民間会社に私が乗り出す筋合いもないんです。ここは市が介入すべきだと思っています。指定管理施設で働く市民から受けた問題の解決は、飛驒市に訴えるのは当たり前でありますし、ですから私はこうしてこの場で訴えております。市はこの公益通報をどう保護するのかということです。ぜひ市の窓口に言ってくださいというようなアドバイスも市はできるのではないですか。この際、市長にどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

詳細に承知しておりませんが、公益通報があれば、それに従ってしかるべき課によって対応していくということになりましょうし、また、指定管理者のほうで起こったことで一定の法令違反ということが明らかになれば、それはまた市としての対応が出てくるのだらうと思いますけども、基本的には先ほど建築企画監からあったように労働基準監督署なりへの対応とか、そういったことで対応していくということがまずは一義的には必要ではないかなと思います。

○13番（籠山恵美子）

とはいえ、働いている方々はそういう目に遭ったときに、さてどうしたらいいものやら、会社にされたことを会社に相談をするわけにもいかないということで、議員の私のところに来たんだと思います。私はその相談に乗って、労働問題の専門家を紹介したりしました。相談に乗ってもらって、めちゃくちゃな対応を会社がしているということも分かりました。

このことは3月31日まで株式会社飛驒ゆいはホテル季古里を経営しているわけですから、即刻、

3月31日までの責任として解決してもらいたいと思います。ホテル季古里で働く現場の社員の方々の声、あるいは様々な疾病を患ってしまっている複数の社員の方々、この方々の声を聞く用意は、市長にはございますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

どんなことであれ、お話されたいということであれば、それは伺いたいと思いますし、議員もご相談に乗っておられるということなので、ここでしゃべることだけが相談の対応ではないと思うんです。労働基準監督署とかそういったところに一緒につないでいただくということもありましょうし、一般質問の質問だけが対応ではないというふうに思いますから、今のお話を聞かせていただくことも含めて、またそういったアクションの中でいろいろと対応いただければありがたいなと思います。

○13番（籠山恵美子）

実際に私は、そういう労働問題の専門家につないでおります。今相談に乗っていただいております。

それから、これはたまたま株式会社飛騨ゆいで起こっていることですけれども、指定管理者施設全般に何かがあった場合に、このような類似されるケースが起きた場合にも市としての対応はこれから問われると思いますし、そういうことがないように所管課の管理するところもきちんと対応していただきたいと切に思います。

市は会社側の話は伺ったんでしょうけれども、現場の職員の方々からお話を伺ってないですね。いかがですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

訴えている方がどなたなのかということは承知しておりませんので、その方からのお話を伺うということも当然しておりません。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、議員も職員の方から話を伺われただけというふうにかがわれますけれども、どちらか片方だけの意見をうのみにするということは適当ではないというふうに考えますので、そういった辺りをしっかりと公平に判断すべき機関として、先ほど申しましたような機関がありますので、そういったところに判断していただくということが大事かと思っておりますので、どちらか片方の意見が正しいということではないというふうに考えております。

○13番（籠山恵美子）

ですから、私は最初に言ったように市が介入すべきだと言っているんです。常日頃、私たちは自戒しているわけですよ。民間企業のすることにいちいち口出しはできない。こういうことですよ。こうやって相談が起きた場合に、その相手方の会社は民間の会社ですからね。ただ、大株主は市ですよ。でも株式会社なんです。相手は利益を生むのを至上命令としている株式会社なんです。ですから、その中で働く人が今苦しんでいて相談を受ける。その株式会社の筆頭株主が行政指導なり、責任を持って指導しなければならない立場にあるとしたら、私は市に言うのが当然だ

と思うんです。そして市が介入をして、一体どういうことが起きているんだということをちゃんと公平にヒアリングをして対応する、そういうことが筋ではないでしょうか。どうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

通常の株式会社の総会などの際に、株主から行政指導というような指導をするということは普通はないのかなというふうに思っております。経営内容について意見などを申されるということは当然あると思いますけれども、そういったことを所管するのは、あくまで労働基準監督署でありますとか警察になりますので、そういったところが判断するということだと考えております。

○13番（籠山恵美子）

市長はお話を聞いてくださるということですから、まず聞いていただいて、その後いい方向になっていただければなと思います。

3番目の新しい管理者ですけれども、資本金は300万円ということを昨日伺いました。資本金300万円で、今ホテル季古里が行っている宿泊業と同様の宿泊業をやるということですよ。補助金の目的がそうですから。その宿泊業を継続することは可能なのでしょうか。指定管理料はなしですよ。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

資本金といいますのは、会社を設立される際に準備をされるお金ですけれども、これが運転資金で、この金額内で回されるということでは決してありませんので、運転資金については別途準備されてやられるということになるかと思えます。ですので、300万円で事業を行うということではございませんので、そういうことをご理解いただきたいと思えます。

○13番（籠山恵美子）

9月定例会のホテル季古里に関する質問のところで、市長が答弁をされた中に、株式会社飛騨ゆいの繰越剰余金がマイナス6,400万円だという説明がありまして、資本金は1億円だと。それをほぼ食い込むほどに経営が逼迫しているという説明でありました。つまり、運転資金は別途あるといっても、もしこの3年間で何かがあったときにはどうしたって資本金で何とか賄わなければならないかもしれないじゃないですか。そのときに300万円という額は妥当かなと、大変心配になるんです。全く宿泊業はやりません、別なコンセプトでやりますというなら可能性はあるかもしれませんが、あれだけの客室を抱えて、同じようなサイズでホテル季古里と同じような宿泊業をやるということなものですから、選定委員会では67点を取ったということですが、大丈夫ですよ、これだけの点数を取ったのはこういうことなんですということをぜひ説明していただきたいと思えますし、その中でどこに課題があり、あるいはどこに黒字の要素があると判断をされたのか、その辺りもお聞かせください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

この候補者になっていらっしゃる申請者のほうでございますけれども、運営の準備をするお金に関しましては融資などで準備をされるということであろうと思いますし、指定管理者制度として、まず初期投資が少なく済むということのできるのが、この指定管理者制度ということになります。建物でありますとか、設備でありますとか、そういったものは市のほうのものを引き続き使っていただくということですので、大きな初期投資が要らないということが指定管理者制度のメリットということでもありますので、その中でできるということで申請をされたというふうに考えております。

また、指定管理者のほうの評価すべき点としましては、現在、市内でそういう宿泊業に携わっていらっしゃる方が代表でございますので、そういった知見については、これまでの指定管理者であります株式会社飛驒ゆいよりもお持ちであろうという点と、ホテル季古里のほうの立地を活用しまして黒内地区にクアオルトの道でありますとか、薬草とか、そういった拠点がありますので、そういったところを活用したり、また、現在市でも推進しております薬草を活用したメニューをつくったり、体験型の宿泊プランなども考えるというようなことをおっしゃっていらっしゃいました。こういった辺りが現在の指定管理者よりも、お客を呼び込むための魅力的なプランづくりというところに寄与するのではないかなというふうに評価をしたところでございます。

○13番（籠山恵美子）

分かりました。

では、4番目、指定管理施設の新しい時代に合った考え方というのを、ぜひこの機会に教えていただきたいと思います。3年以降のようにホテル季古里を活用していくのかということなんですけれども、昨日、耕作放棄地の質問と答弁のやり取りの中で野村農林部長だったと思いますけれども、内発的動機という言葉が使われました。私、とても印象に残っておりまして、内発的動機というのはとても大事な、大切だなということを思っています。それは、今年飛驒市は合併20周年でありまして、その記念事業に、市民の方々のいろいろアイデアを募集して、今の時点で42の市民団体が応募をされて、この内発的動機を具体的に企画にして、そして様々に具現化して、町をにぎわせているということが分かりまして、本当にいいことだなと。いわゆる内発的動機を持たれた若い方々の市民パワーが今回の合併20周年記念事業を大いににぎわせている。回覧板で回ってくるチラシの数々を見ただけで何かわくわくするような、新しいアイデアが、企画がいっぱいありますよね。とても大事なことで、そういう若い人たちのパワーが、指定管理制度をこれから継続していく上での継承者になるかもしれないと、私はひそかな楽しみを持っているんですね。

今、指定管理施設を運営されている方々も徐々にお年を召していきますし、それから時代とともにいろいろなりリニューアルも必要になってくるかもしれないし、コンセプトも変わってくるかもしれません。そういう施設をいっぱい抱えている飛驒市ですから、これから次々にその施設を継承してくださる方をつくらなければならないじゃないですか。そういうことで思いますと、今回の市制20周年記念事業のこういう成果を見ていて、そして内発的動機がどんどん具体化されて、ここまで来たんだなと思っているんです。ですから、3年後以降はホテル季古里の施設活用にも、そういうことができるかもしれないと思っているんです。有機農家のグループが、このホ

テル季古里を活用した周辺の耕作放棄地なども一緒に絡めて運用していく。そこに有機農業のターミナルを作っていくというような企画を持って市にプレゼンされたということをお聞きしました。その企画書を見せてもらう機会がありまして、本当に驚き感心をいたしました。こういう若い武器をもって市は大事にさせていただきたいと思いますので、これからの指定管理施設の将来、特にホテル季古里の3年以降、補助金の関係でもまだまだこれを活用していかなければならないということがあるので、ぜひこの辺りは市長の今後の思いを聞かせていただきたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今、有機農業をやっている皆さんが私ところにおいでになりまして、私も説明を聞かせていただきまして、とても前向きで、いろいろなことをお考えのすばらしいご提案だということも申し上げました。ただ、そのときに併せて申し上げましたのは、ホテルなものですから、運営していくには一定の売上げを上げなければいけない。年間数億円という売上げでないと赤字として運営していけないということがあるので、伺うと、その辺りのどうやって集客をする、どうやっておもてなしをするというところが、その点についてはやや弱いところがあるというふうに感じまして、その旨は率直に申し上げました。どうやって売上げを上げるんですかということですね。なので、施設を運営していくということは人も使いますので、小さい施設ならいいんですけど、あれだけ大きなものになって部屋数があると回さないといけない。そうすると、従業員の人の労務管理ももちろん出てきますし、少人数で小さいコテージをやるというのはまたわけが違うものですから、その辺りを現実的に見てやっていく必要があるという趣旨のことを直接というか遠回しにというか申し上げたというような実情でした。

ただ、まだ期間もございます。それから、これから指定管理を受けるであろう方の運営ということもありますし、そういった方とのコラボということもありましようし、また、市の施設はここだけではありませんし、いろいろなことを研究していただいて、現実的に、これはどうしても商売ということになるものですから、そういった視点も踏まえて採算が取っていただけるようなことの中で、いろいろなご提案のある、夢のあることを実現していただければ大変いいと思いますので、経営と夢と両方兼ね備えた若い方々が出てくださることを願っておりますし、現実に市内ではそういった方が実際活動を随分やられておりますので、また市の施設の運営に対しても、そういった動きが結実することは大いに期待しながら、見守っていきたいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

それでは最後に、9月議会の際に私は、株式会社飛騨ゆいは解散すべきではないかと、かなりきついことを言いましたけれども、まだその思いは払拭されないところがありまして、株式会社飛騨ゆいというのは10施設をまとめて経営しているんですけども、私にはどうしても屋上屋という、そういう印象しかないんです。屋根の上に屋根がある。その上の屋根が株式会社飛騨ゆいという気がしてならないんです。なぜならば、例えば子会社を幾つも抱えたホールディングスという、持株会社という、そういう経営方針のやり方というのがありますけれども、ホールディングスというのは事業拡大とか、経営戦略、そのための持株会社という仕組みで子会社を抱えて

やるわけですが、この株式会社飛騨ゆいはとてもそういう姿は見えません。見えているのは、効率化のために作られた株式会社なのかなという印象しかありません。ですから、もしこの株式会社飛騨ゆいがなくても、市とホテル季古里、市とゆうわ〜くはうす、市とおんり〜湯、神岡町ではそういう形式でやっているわけですから、そういうことで十分やれる。本部の方々は、その人たちの雇用はどうするんだという話になりましたら、それは当然もともといた、例えばやまさち工房に戻っていただく、あるいは公募をすと言って雇用を戻せばいいわけですから、やれないことはないと思いますので、最後に市長の株式会社飛騨ゆいへの思いを教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹市長）

株式会社飛騨ゆいという会社は、ちょうど私が市長になるときにもう決まっていて、なったすぐに立ち上がった会社なんですけど、いろいろなご議論があって、株式会社ねっとかわいとか、株式会社季古里と統合する形になったということだと思います。その姿がよかったのかどうかということになるとよかった面もあるし、個別だったほうがよかったという面も両方あるとは思いますが。

ただ、私自身は株式会社飛騨ゆいという会社があることを前提としてずっと申し上げてきたのは、市有不動産の管理会社ではないということをお願いしてきて、要するに、うちの会社としてこの市の施設の指定管理を受けることが適当ではないと思ったら、どうぞ手を引いてくれということは、一貫して今までも申し上げてきました。現実にそれで前回もお話しましたが、Y u Me ハウスはそれで手を挙げないということを決められたんですね。今回、市からの求めもありましたけれども、ホテル季古里にも手を挙げないということで手を引かれる。ひょっとすると、これからほかの施設も、もう市からの指定管理は受けないよというふうになっていく可能性は大いにあると思います。そのときに、これも常に申し上げてきたのは、株式会社飛騨ゆいという会社はまちづくり会社であると。市民のいろいろな困りごとに役立つような事業をどんどん展開して行って、気がついたら市の指定管理なんかやっていたという形になるのが最も望ましいんだということを、私、一貫してこれは申し上げてきております。これは株主総会の際にもそのことを申し上げておりますし、そういう流れであると思います。現実に、だからこそ、今スクールバスの事業なんかを受けておられますが、非常に黒字に運用されていますけど、これは運転手がいなくて困っていた会社の事業を引き継いで、それでやっている。それは株式会社飛騨ゆいという会社がバスの運転ができるという、そういった強みがあるからですね。それから、やまさち工房も黒字ですが、あそこも北飛騨商工会がやっていた「ぼっかさ便」、それから雪中酒の事業を引き継いで黒字を出しておられる。これもまちづくり会社としてのあるべき姿だろうというふうに思います。

私は皆さんにもこれは申し上げたいんですが、市有施設の管理会社ではないということなんです。ですので、会社の判断として手を引いていただければ、市のほうに後の指定管理者はどうするのかという問題は投げ返されてくるわけですが、もうそれで十分だと、そういう流れでいいというふうに思っています。ただ、その中で市の出資会社でもあるし、いろいろな市内の関係の金融機関とかJAとかの出資会社であるわけですから、町の課題解決に資するような事業にど

んどん取り組んでいただきたい。これが私の株式会社飛驒ゆいに対する思いでございます。

○13番（籠山恵美子）

2点目に移ります。市民生活支援策の増進・向上のため聖域なき財政見直しをということで質問いたします。

寒さが厳しくなる年末に向けて、長引く物価高騰から市民の暮らしを守る行政が一層重要になるのではないのでしょうか。この10月の消費者物価指数は前年同月比で2.3%上昇。38か月連続プラスであります。食料品は3.8%も上昇しています。先日も、月数万円の年金者が据え置きのためタンクに灯油を目いっぱい入れてもらおうと、1万円近く取られると嘆いておられました。そして、「それでも1か月もたんのやよ。」と付け加えております。そのような市民の生活が飛驒市には今、当たり前のようにあるのです。

1つ目に、まず、せめて早急に生活困窮世帯に福祉灯油券を交付していただきたいと思います。

2つ目に、いきいき券は1冊5,000円として、その倍額発行。そして、物価高騰対策に役立つよう、高齢者をぜひ支援していただきたいと思います。

3つ目に、子育て支援に私は学校給食の無償化を繰り返し訴えてまいりました。ですが、市長は、高等教育にお金がかかるのでそちらを支援したい旨を主張されております。それはどのように実現されているのか、あるいは新年度実現するのか伺いたいと思います。住田議員の質問の答弁で多少触れられましたけれども、奨学金の給付の拡大ということでしたが、それだけなのではないかと、伺いたいと思います。

4つ目に、年収が103万円を超えると所得税が発生する「103万円の壁」廃止論は、大学生からの声だと先の衆院選で話題になり、臨時国会で今議論されております。しかし、そもそも学ぶのが本意のはずの学生がなぜそこまで働かなければならないのか。この矛盾が解決されておられませんし、手当もされておられません。飛驒市にしても、給付型の奨学金という手当はございません。全国知事会も岐阜県市長会も、学校給食の無償化を国に要望しております。その重要性を認識しているからであります。ぜひ、国、県に先駆けて、市が無償化に踏み出していただきたいと思います。そして、これについても先日、市長が学校給食のことに触れられておりましたけれども、私とはちょっと見解が違うなと思います。

そして、これらの市民生活の暮らしを守るための財源、これを市独自でどうつくるかが今問われています。まずは、特定目的基金など聖域を取り払って、精査をして、絞り込んでいただきたいと思います。市民の命と暮らしを守るために、今こそ市の行政手腕を発揮するときではないのでしょうか。ぜひ、意気込みを伺いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

お尋ねの点、4点ございます。全て私からご答弁申し上げたいと思います。

まず、生活困窮世帯に福祉灯油券交付を、それからいきいき券の増額発行をという件でございます。

福祉灯油券でございますが、令和3年度、令和4年度、令和5年度と実施いたしました。令和

3年度は原油価格が急騰した年でありまして、国内も混乱状態でありましたし、飛騨市は寒冷地でありますので冬の間の暖房費が非常に大きいことを考慮いたしまして、国でも財源が交付されたということで実施をしたところがございます。令和4年度、令和5年度もそれが続いていたわけですが、原油価格も高止まりしておりましたし、幸いにして国の財源措置の見通しが得られましたので、同様に各年度9月の補正予算編成時点で福祉灯油券交付を判断しまして、実施をいたしたということです。

今年度ですが、原油価格としては常態化をしてきております。加えて、国からの財源措置が9月補正の段階では全く見通しが立っておりませんでしたし、議論もされておりましたので、福祉灯油券の実施についてはこの時点で見送ったというのが状況でございます。

一方で、コロナ禍からの流れで四半期ごとに市民生活・経済状況の定点ヒアリング調査というものを行っております。10月の頭に調査共有をした内容を見ますと、特に年金生活者や高齢者世帯、それから公定価格によっている介護、医療機関から光熱費高騰による厳しさを訴える声というものを伺っております。その支援の必要性は大変認識いたしております。ただ、先ほどの福祉灯油券だけを見ましても、令和5年度実績で2,200万円を要するという非常に大きな金額の事業でございます。国の財政支援なくして実施するのは厳しいという判断をいたしております。

ただ、その中で11月22日に国の総合経済対策が発表されまして、この中で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加というものが打ち出されております。現在、どの程度の配分額になるのか、それからどのような条件が付されるのかという通知を待っているところでございますが、待っていてから動くとなかなか時間がなくなりますので、今並行して市としての燃料費、物価高騰対策の検討を始めたところでございます。

いきいき券の追加交付も含めまして、これまでの緊急対策の中で大変喜んでいただいたという実績もありますし、求める声大きいというのも承知いたしておりますので、それも併せて今回の追加対策の中で検討してまいりたいという考えでございます。

次に、3点目の子育て支援、4点目の「103万円の壁」を乗り越える財源確保についてということでございます。

議員よりかねてから学校給食費の無償化についてのご主張をいただいているわけでございますし、なかなかここは平行線であるということでございます。この件については、今までも再三内容についても考え方についても申し上げましたけども、その中で子育て世帯の負担というのは高等教育の負担が大きいんだということを申し上げて、その支援の充実をさせたいということはお話ししてきました。

ただ、具体的なエビデンスとなるデータがなかったものですから、いったい子育ての中でどの時期が負担感を感じておられて、それはいったい何の費用なのかということをお明らかにする必要があるので、今年8月に18歳以下のお子さんを持つ全世帯を対象に「子育て世帯生活状況アンケート」というものを実施したわけでございます。非常に高い回答率でございまして、統計サンプルとしては十分過ぎるほどの回答が得られました。その結果については既にホームページに公開させていただいておりますし、初日の住田議員の質問に対しても答弁いたしました。重複しますけども、改めてご紹介をいたしたいというふうに思います。

少し数字も変えてご紹介申し上げます。まず、今回の調査につきましては世帯の年間収入を調

査して、クロス集計をかけたというのが特徴でございますけども、子育て世帯の年間収入、600万円から800万円未満という世帯が25%を占めておりまして、最も多かったと。続いて、800万円から1,000万円未満、500万円から600万円未満の世帯がともに16%で次に多かったということでございます。それから、500万円から1,000万円世帯、これをトータルいたしますと、500万円から1,000万円世帯で全体の57%を占めていたということが明らかになりました。それ以降は400万円から500万円の世帯が13%、300万円から400万円の世帯が10%と続いていたということで、8割が300万円以上という形になっていたということでございます。この結果から、子育て世帯の平均年収は600万円前後であると推測できたということでございます。

家計において負担の大きい支出を聞きましたところ、全体を通じてなのですが、多い順に食費、光熱水費、住宅ローンということでございまして、生活を維持するための基本的な費用を負担に感じておられるということが判明をいたしました。その次に教育費が来るのですが、その教育費に限定して特に負担になっている費用を質問したところ、一番多いのが学費36%、次に習い事18%、学習塾代17%、部活動・クラブ活動費が15%ということございました。議員ご質問の、かねてからご主張のある給食費については4%ということございまして、生活費全体の中で、教育費の順番がそもそも4番目、その中でも4%ということを考えますと、データから見る限り支援の優先順位は低いと判断せざるを得ない結果が出たと考えております。

子供にかかる月額費用につきましては、子供1人に対して食費、通信費、生活用品、保育園、学校、習い事などにかかる費用の総額が平均で1か月当たり4万3,000円程度かかるという回答になっておりまして、そのうち学校や保育園にかかる費用が1万4,000円弱、習い事にかかる費用は1万円弱という結果でございます。この点につきまして、市の政策を改めて検討しておるわけでありまして、子育て世帯に対する経済的支援としては、既に市単独で入園・入学準備品購入費の助成、それから18歳までの福祉医療費の助成ということを行っておりますし、令和6年度は子育て応援クーポンを発行いたしまして、物価高騰による子育て世帯の負担軽減を図ってきたところでございます。

そうしますと、この全体の結果から見て、特に負担感が大きい低所得者世帯から大学進学など大きな教育費を負担している世帯まで、全体に大きいのがやはり高等教育、それから部活動、こうしたところということになってまいりますので、再度この辺りについて検討いたしまして、これは住田議員の質問にお答えしておりますけども、現在、奨学金の貸付対象者の拡大、それから住民税非課税世帯を対象としている各種支援策の対象を均等割世帯まで拡充する。それからスポーツ活動充実交付金、これを文化系の部活あるいは団体に所属されているお子さんにも拡大をいたしまして、負担感があるところを少しでも支援したいというふうに考えておるところでございます。

議員からは、財源として特定目的基金の聖域を取り払って活用したらどうかというご提案がございましたけども、特定目的基金はそのために、しかもずっと必要になっていくということを見越して、その事業のみに充てるということで条例で定めて造成している基金でありますから、政策、その聖域を取っ払って全部使えるようにしてしまったら、これはもう財政的な自殺行為だというふうに思っております、本来の目的以外に使うという考え方は持っていないということで申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

午後0時を回ると思いますが、このまま進めさせていただきます。

○13番（籠山恵美子）

いつも生活困窮者という住民税非課税世帯がボーダーラインでしたよね。それを均等割世帯まで引き上げるといって大変ありがたいなと思いますけれども、要するにボーダーラインが引き上がることによってどのぐらい予算が必要となるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今ちょうど試算をしながら予算編成を進めておりますが、実はかなり住民税非課税世帯でカバーをされているという実態もございまして、恐らく予算的にはそんなに大きな負担にはならないのではないかと。むしろ、それによってボーダーの方が救われることがあるということが大事だというふうに考えておりますので、これは先ほども申し上げましたように市のいろいろな事業を全部見直しまして、全てに対してそういう措置を取っていきたいというふうに考えておりますので、どこからいっても安心していただけるようになるのではないかなと思います。

○13番（籠山恵美子）

市長が今言われた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、私たちは地方創生臨時交付金なんて頭に入れていますが、これが11月のついこの間、増額が閣議決定された。これの飛驒市に入ってくるのがどのぐらいかということは、まだはっきりしないんでしょうけれども、これで大分細々とした生活支援は十分できるのではないかなと思って期待します。

子育て支援ということで言うと、私は学校給食にこだわっているというのは、それは市長は見解を述べられて、まず1つには、選挙の公約で人気取りのように学校給食がなっているのではないかなというようなことも言われたことがありますし、それから今回はこうやって学校給食の無償化を望む回答はそれほどではなかったということがありましたが、つまり、学校給食を無償化することで何がいいかといったら、学校給食はどの子どもみんな同じように供するわけです。

実は、義務教育は無償だと言われながら、隠れ教育費というものが大変話題になっておりまして、義務教育では教科書代だけが無償ですけれども、それ以外にかかる副教材費というものが大変高くなっています。「隠れ教育費」という本まで出して、研究している大学の先生もいらっしやって、保護者が負担する学校費用の例ですけれども、大変な額になっているわけです。小学校で隠れ教育費、いわゆる副教材費などにかかるのが年間11万円、中学校で16万円、これは全国平均ですから多少誤差はあるかもしれませんが、こういうように義務教育ですごく負担があるんです。もちろん高等教育にお金がかかるのも分かりますし、そういうところを支援して下さるのは本当にありがたいし、結構ですけれども、一番政治が責任を持たなければならない義務教育、これをもうちょっと保護者負担を減らして、子供たちを安心して学校に通わせられる、学ばせることができる、そういう状態にすることがイの一番ではないかなと思っています。そのときに、教材費と言っても様々ですから、まず誰でも食べる学校給食を無償にすることができた

ら、これはすぐにできるのではないかと思っているわけです。それで学校給食をしつこく言うんですけれども、考え方としては、学校給食費の無償化という言葉に象徴される義務教育の負担軽減なんです。ですから、そういうことで言いますと、もっともっと義務教育のところで負担を軽くしていただきたい。これは教育委員会にもお願いしたいと思います。今回は市長が高等教育の支援に力を入れるということで、奨学金の拡大、様々説明されましたけれども、これも大事なことですけれども、義務教育にはもっともっと大きな行政の責任があるんだということは忘れないでいただきたいと思います。

それから細々とした生活支援ですけれども、特に福祉灯油券、それからいきいき券、子育て支援で学校給食のことも言いますけど、みんな大変楽しみにしているし、期待をしています。学校給食の無償化はこのアンケートの回答では少ないと言いますけれども、私はその奥にある、特にお母さん方の思いというのを随分聞いております。「学校給食の無償化、どう。」という話をしますと、「大変うれしい。」と。でも、安かろう、悪かろうでは困るんだと。つまり、安いどころかただにしてもらったら、そのついでに給食の質が落ちて意見は言えない。それでは困る。子供には質のいい給食を出してもらいたい。だから学校給食の無償化はうれしいけれども、なかなか声に出して言えない。こういうことを幾つも聞きました。それはこの回答にはなかなか出てこない、奥にあるお母さんたちの本当に率直な思いの1つだと思います。このことはぜひ受け止めていただきたいと思います。

そしていきいき券も、今拡充を検討されているようですので、ぜひお願いしたいと思います。本当に高齢者の方々は灯油の高さに本当に辟易しております。かつて灯油を買うお金もなく、こたつの枠のところに布団をかけて、その中に湯たんぽを入れてこたつ代わりにしているというおばあちゃんがおられました。この物価高騰の中では、そういうケースがさらに増えているかもしれない。ぜひそういう方々の声も町のあちこちで大いに拾っていただいて、そして今のように生活困窮世帯のラインをもうちょっと引き上げていただいて、様々な市民のための生活支援に尽力していただきたいと思います。どうかこの冬もぜひ暖かい冬を迎えられるように、皆さんの尽力をお願いして質問を終わります。

〔13番 籠山恵美子 着席〕